

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 20 日

埠頭保安管理者 殿

港湾局海岸・防災課危機管理室長

新型コロナウイルス感染対策の徹底について（周知要請）

標記につきましては、2月17日付事務連絡「新型コロナ対策の徹底について(周知徹底)」において、厚生労働省より発表された「新型コロナウイルスを防ぐには」について周知させていただいたところではありますが、別途、どのような方がどのような場合に相談・受診いただくべきかの目安を示した「相談・受診の目安」（別紙1参照）がとりまとめられましたので周知いたします。

また、2月17日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控えていただく」旨の発言がありました。

発熱等の風邪症状が見られるときの対応については、企業や社会全体における理解が必要であり、職員の方々が休みやすい環境整備が大切であることから、貴職におかれましては、本趣旨に鑑み、こうした環境整備を進めていただくとともに、可能な範囲で職場における時差出勤やテレワークの活用等に特段のご配慮をお願いします。

さらに、本日厚生労働大臣の記者会見において「イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討してもらいたい。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではない。」「新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すものとする。」旨の発言があり、厚生労働省から「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」（別紙2参照）が公表されましたので周知します。貴職におかれましては、本趣旨に鑑み、イベント等を開催する際には、適切な対応に努めていただきますようよろしくお願いします。